

PROLOGUE

はじめに

近年の法人税法の本試験では個別理論問題のみならず応用理論問題の出題が多くされています。その応用理論問題の出来、不出来が合否を左右するといっても過言ではありません。では、この応用理論問題を攻略するためにはどのようにすればいいのでしょうか？

まず、「応用」という言葉は「知識を実際の事例に当てはめて利用すること」と理解されています。暗記した「知識」を「理論問題」という「事例」に当てはめて解答する、これが応用理論です。

つまり、「事例に対しての解答をする。」ことが必要になってきます。

そこで、本書に収録してある問題の多くは、事例問題としておりますので、今まで暗記した理論をその具体的な事例に当てはめて解答していくに適した教材となっております。

したがって、問題ごとに、「事例に対しての解答をする。」という意識を持ち応用理論の学習に励んで下さい。

本書を利用した受験生の1人でも多くの方が、合格を勝ち取られることを心からお祈りいたします。

なお、本書は2024年7月1日現在の施行法令に基づいて作成しております。

資格の大原 税理士講座

Subject.1

暗記した理論の正しい理解ができているか確認する問題

暗記した理論であっても事例に当てはめられなければ理解ができるおらず、暗記した理論が無駄になってしまいます。しかし、闇雲に事例問題ばかり解答していても知識はつきません。まずは、基本的なところから着実に積み上げていくことが重要です。そこで、暗記した理論をこの教材を使用することで正しい理解ができているのかを確認することができます。

Subject.2

穴埋めの問題

ここでは、Subject.1と同様の意図をもって出題しています。しかし、穴埋めの問題は前後の文章が成り立つように解答を考える必要があるため、文章作成能力の向上にも繋がります。

文脈も意識して解答を考えてみよう

次の法人課税信託に関する文章を完成させなさい。

- (1) 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（ a をいう。）及び固有資産等（ b をいう。）ごとに、それぞれ c とみなして、法人税法の規定を適用する。

この場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、その c にそれぞれ帰属するものとする。

Subject.3

解答用紙が指定されている問題

ここでは、問題に対する解答の「核」となる部分を身に付けていただきます。解答範囲がどこまで求められているのかを問題からだけではなく解答用紙からも判断させる問題形式です。

問1

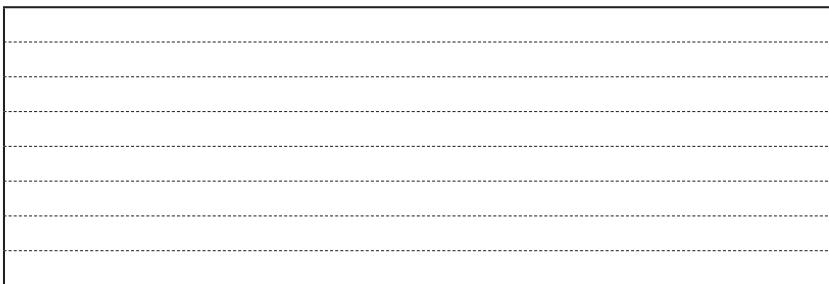
次に掲げる法人に係る納税義務の有無及び課税所得等の範囲について、それぞれの法人ごとに根拠規定に触れつつ簡潔に説明しなさい。ただし、退職年金等積立金の課税に関する規定、法人課税信託に関する規定については触れる必要はない。

- (1) 商品販売を主たる事業とする会社法に規定する内国法人甲株式会社

問1

(1)について

用紙のスペースも考慮して解答を考えてみよう



Subject.4

幅広い知識力を問う問題

暗記した理論の繋がりを問題を通じて確認することができます。近年の本試験の理論の出題の多くは幅広い知識力を問う問題であるといっても過言ではありません。したがって、本試験での出題実績に基づいた効率的な規定の繋がりを理解することができます。

Point. I

解答上の注意点

① 問題のランク分け

各テーマ別に近年の本試験の出題実績に基づいた問題が数題用意されています。その本試験を考えた上で的重要ランクは以下のとおりです。

- ・ A ランク…近年の改正項目であったり、過去の本試験の出題実績が多い理論項目です。さらに近年の試験傾向から出題の可能性が高いと思われる理論項目です。この問題でその内容を確認して下さい。
- ・ B ランク…近年の本試験において既に出題された理論であったり、過去の出題実績が多くはない理論項目です。しかし、その出題実績がない訳ではないので、出題されたときに対応ができなければなりません。ここでその内容を確認して下さい。
- ・ C ランク…理論問題の難易度が高く、また、その理論が特殊な取引でしか活用されないような理論項目です。したがって、余力に応じて確認して下さい。

② 問題演習

問題集の構成は、問題文、解答用紙、その問題に対応する解答となっております。

なお、目次にはチェック欄が設けられていますから、時間を空けながら計画的に繰り返し演習を行って下さい。

③ 模範解答

応用理論の解答は千差万別で、必ずしも模範解答どおりに解答しなければならないというものではありません。試験問題やボリューム等によっても解答の内容は変化するでしょうから、一つの解答例と考えて下さい。

④ その他

応用理論といつても基礎となるのはあくまでも個別理論です。理論テキスト及び理論サブノートで引き続き、各規定のつながりを意識しながら、個別理論の理解を中心として学習に努めて下さい。

⑤ 解答用紙

問題には必ず解答用紙が付いています。繰り返し演習を行うためにも、A4版に拡大コピーした上でご使用下さい。

Point.2

資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストアをチェック！

法改正や書籍の新刊発売予定など、学習に欠かせない情報をWebで確認できます。

ぜひ一度アクセスしてみて下さい。

<https://www.o-harabook.jp/>

資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア

解答用紙・チェックリストがダウンロードできる！

印刷して、解き直しやチェックリストにご利用いただけます。
※一部の教材を除く

1 トップページから「解答用紙DLサービス」
→「ダウンロードはこちる」をクリック

2 「税理士」からダウンロードする書籍名をクリック

3 印刷

法令等の改正に対応！

改正時には、大原ブックストアで本書掲載内容に関する法改正に伴う修正を公開します。
改正後の問題や解答をいち早くキャッチできます！！
また、細心の注意を払って作成しておりますが、
万が一、訂正が生じた場合には正誤表も合わせて掲載いたします。

1 トップページから「トピックス(改正・正誤情報)」
→「最新情報をみる」をクリック

2 「税理士」の項目から書籍名を確認して、「改正表」をクリック

3 印刷できます

CONTENTS

もくじ

テ　ー　マ	問題番号	ランク	ページ	チェック欄
総則・定義	1	A	3	
	2	A	9	
	3	C	16	
所得金額の計算	4	A	20	
帰属事業年度	5	A	24	
配当金	6	A	33	
資　　産	7	A	40	
	8	B	44	
給　　与	9	A	49	
営業経費等	10	A	56	
	11	B	60	
圧縮記帳等	12	B	65	
	13	A	71	
引当金・準備金	14	A	77	
	15	A	84	
欠損金	16	A	89	
	17	A	95	
外　　国	18	B	102	
その他の所得計算	19	B	106	
	20	A	111	
	21	B	118	
税額計算	22	B	123	
申告納付等	23	B	130	
組織再編	24	A	135	
	25	C	142	
通算制度	26	A	152	
	27	A	156	
グループ法人税制	28	A	160	
	29	A	164	
公益法人税制	30	A	173	

應用理論問題

問題1 Aランク

問1

次に掲げる法人に係る納税義務の有無及び課税所得等の範囲について、それぞれの法人ごとに根拠規定に触れつつ簡潔に説明しなさい。ただし、退職年金等積立金の課税に関する規定、法人課税信託に関する規定については触れる必要はない。

- (1) 商品販売を主たる事業とする会社法に規定する内国法人甲株式会社
- (2) 消費生活協同組合法に規定する乙消費生活協同組合
- (3) 収益事業を行う私立学校法に規定する丙学校法人
- (4) 地方自治法に規定する丁地方公共団体

問2

問1(1)～(3)の法人の納税地を簡潔に説明しなさい。

なお、納税地の指定及び納税地指定の取消しがあった場合又は納税地の異動があった場合について触れる必要はない。

用紙（問題1）

問1

(1)について

(2)について

(3)について

(4)について

問 2

解 答

問 1

(1)について

(1) 納税義務の有無

株式会社は、内国法人である普通法人に該当するため、法人税を納める義務がある。

(2) 課税所得等の範囲

内国法人である普通法人の各事業年度の所得については、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

(2)について

(1) 納税義務の有無

消費生活協同組合は、内国法人である協同組合等に該当するため、法人税を納める義務がある。

(2) 課税所得等の範囲

内国法人である協同組合等の各事業年度の所得については、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

(3)について

(1) 納税義務の有無

学校法人は、内国法人である公益法人等に該当し、かつ、収益事業を行っているため、法人税を納める義務がある。

(2) 課税所得等の範囲

内国法人である公益法人等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得については、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

(4)について

(1) 納稅義務の有無

地方公共団体は、内國法人である公共法人に該当するため、法人税を納める義務はない。

(2) 課稅所得等の範囲

なし。

問 2

内國法人の納稅地は本店又は主たる事務所の所在地とする。

|||||| 解 説 |||||

(1) 問われている内容

本問は法人税が「誰」に課されるのか、そして「何」に対して課するのかを基本的な視点から問うている。

(2) 解答へのアプローチ

納税義務者及び課税所得の範囲は以下のように整理するとよい。

法 人 の 種 類	納 税 義 務 の 有 無		課 税 所 得
公 共 法 人	—		—
公 益 法 人 等	非 収 益 事 業	—	—
	収 益 事 業	納 税 義 務 あ り	各 事 業 年 度 の 所 得
人 格 の な い 社 団 等	非 収 益 事 業	—	—
	収 益 事 業	納 税 義 務 あ り	各 事 業 年 度 の 所 得
普 通 法 人	納 税 義 務 あ り		各 事 業 年 度 の 所 得
協 同 組 合 等	納 税 義 務 あ り		各 事 業 年 度 の 所 得

(注) 退職年金等積立金に関する規定、信託に関する規定については省略している。

まず、普通法人及び協同組合等については制限なく法人税の納税義務があり、公益法人等及び人格のない社団等については限定（収益事業）して法人税の納税義務がある。

なお、解答用紙が限られているためその枠内で規定をすべて書き出すのではなく、具体的な問題に対する解答として該当する規定を抽出して解答例を作成している。

問題2 Aランク

内国法人である甲株式会社（以下「甲社」という。）は以前より資金繰りが悪化していたため、令和7年11月30日に開催した株主総会の特別決議により同日をもって解散することとなった。この事実に伴い、12月1日から11月30日の期間を一清算事務年度（解散以前は3月末日を決算日とする一年決算法人であった。）として清算手続を開始している。解散以後の主な清算手続は以下のとおりである。

令和7年11月30日	株主総会での解散決議
令和8年12月25日	清算事務年度に係る定時株主総会の開催
令和9年2月19日	残余財産の確定
令和9年2月27日	甲社株主に対する残余財産の最後の分配
令和9年3月2日	清算結了登記

以上の事実関係をもとに各設問に答えなさい。

なお、国税通則法第10条《期間の計算及び期限の特例》は考慮する必要はない。

〔設問1〕

法人税法に規定されている事業年度の特例について答えなさい。

ただし、通算制度に関する規定、公益法人等又は人格のない社団等に関する規定及び外国法人に関する規定については触れる必要はない。

〔設問2〕

〔設問1〕に基づき、甲社の令和7年4月1日以降に開始する事業年度を、開始時期が古い順に答えなさい。

〔設問3〕

法人税法に規定されている前年度実績による中間申告及び確定申告について答えなさい。

ただし、通算制度に関する規定、申告による納付、中間申告書の提出がない場合の特例、災害に関する規定、還付の規定、提出期限の特例及び電子申告については触れる必要はない。

〔設問4〕

〔設問2〕で解答した①から③の期間に係る申告書で提出すべきものはどのようなものがあるか列挙するとともに、その申告書の提出期限を答えなさい。

用紙（問題2）

〔設問1〕

〔設問2〕

①	<input type="text"/>	から	<input type="text"/>	まで
②	<input type="text"/>	から	<input type="text"/>	まで
③	<input type="text"/>	から	<input type="text"/>	まで

〔設問3〕

([設問3] の続き)

A large, empty rectangular box with horizontal dashed lines, designed for handwritten responses or drawings.

[設問4]

	【申告書】	【期 日】	
①	[]	を []	までに提出する。
②	[]	を []	までに提出する。
③	[]	を []	までに提出する。
	[]	を []	までに提出する。

解 答

〔設問1〕

次の事実が生じた場合の事業年度は、事業年度の意義にかかわらず、それぞれ次に定める日に終了し、これに続く事業年度は、(2)又は(3)の事実を除き、それぞれ次に定める日の翌日から開始するものとする。

- (1) 内国法人が事業年度の中途において解散（合併による解散を除く。）をしたこと

その解散の日

- (2) 法人が事業年度の中途において合併により解散したこと

その合併の日の前日

- (3) 清算中の法人の残余財産が事業年度の中途において確定したこと

その残余財産の確定の日

- (4) 清算中の内国法人が事業年度の中途において継続したこと

その継続の日の前日

〔設問2〕

① 令和7年4月1日 から 令和7年11月30日 まで

② 令和7年12月1日 から 令和8年11月30日 まで

③ 令和8年12月1日 から 令和9年2月19日 まで

〔設問3〕

〔1〕 前年度実績による中間申告

(1) 申告書の提出

内国法人である普通法人（清算中のものを除く。以下同じ。）は、その事業年度（適格合併による設立以外で設立事業年度を除く。以下同じ。）が6月を超える場合には、その事業年度開始の日以後6月を経過した日（以下「6月経過日」という。以下同じ。）から2月以内に、税務署長に対し、次の事項を記載した中間申告書を提出しなければならない。

① $\frac{[前事業年度の確定申告に係る法人税額で] \times 中間期間の月数}{6月経過日の前日までに確定したもの } \times 前事業年度の月数$

（注） 中間期間とは、その事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間をいう。

② ①の金額の計算の基礎その他一定の事項

(2) 申告不要

①①の金額が10万円以下である場合には、中間申告書を提出することを要しない。

〔設問3〕の続き)

〔2〕確定申告

(1)申告書の提出

内国法人は、各事業年度終了日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次の事項を記載した確定申告書を提出しなければならない。

- ① その事業年度の所得の金額及び法人税額
- ② ①の金額の計算の基礎その他一定の事項

(2)残余財産が確定した場合の申告書の提出

清算中の内国法人につきその残余財産が確定した場合には、残余財産確定日の翌日から1月以内（その期間内に残余財産の最後の分配等が行われる場合には、その行われる日の前日まで）に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次の事項を記載した確定申告書を提出しなければならない。

- ① その事業年度の所得の金額及び法人税額
- ② ①の金額の計算の基礎その他一定の事項

(3)書類の添付

(1)、(2)の申告書には、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の一定の書類を添付しなければならない。

〔設問4〕

	【申告書】	【期　日】	
①	中間申告書	を 令和7年11月30日	までに提出する。
②	確定申告書	を 令和8年1月31日	までに提出する。
③	確定申告書	を 令和9年1月31日	までに提出する。
③	確定申告書	を 令和9年2月26日	までに提出する。

解説

(1) 問われている内容

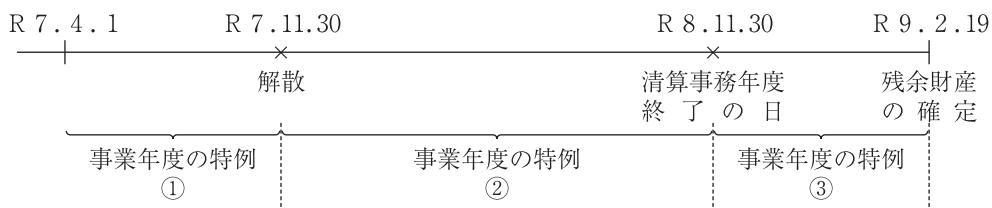
解散から清算までの一連の流れの中での法人税法上の総則・定義及び申告など網羅的に問うている。

(2) 解答へのアプローチ

清算中における法人税法上の取扱いは多規定に及ぶため、まず、個別理論を正確に把握すること。

そして、下記のような図解を作成することにより、問題の全体像を把握し、個別理論に当てはめて確実に解答すること。

[図解]



中間申告書（法71①一部抜粋）――

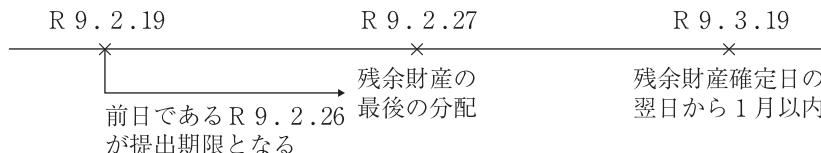
内国法人である普通法人（清算中のものを除く。以下同じ。）は、その事業年度～

中間申告は上記根拠規定から、清算中の法人について提出義務はない。したがって、②③の期間については中間申告書を提出することを要しない。

確定申告書（法74①②一部抜粋）――

清算中の内国法人につきその残余財産が確定した場合には、残余財産確定日の翌日から1月以内（その期間内に残余財産の最後の分配等が行われる場合には、その行われる日の前日まで）に、～

本問の場合において、R 9.2.19に残余財産が確定し、R 9.2.27に残余財産の最後の分配等が行われている。



また、問題文に「〔設問2〕で解答した①から③の期間に係る申告書で提出すべきもの」とあるため①の期間中に提出期限が到来する令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度に係る確定申告書は含まれない。